

第3号様式の2（第7条関係）

所要額調書 個表
〔介護福祉施設サービス〕

1 事業所全体の補助基本額

（施設名）

本来受領すべき 利用者負担収入A	1%相当額 B=A×0.01	10%相当額 C=A×0.1	軽減総額 D	全額公費分 E=D-C	1/2公費分 F=D-B-E	補助率 G	補助基本額 H=F×G+E
円	円		円	円	円	1/2	円

2 市町村別補助所要額

市町村名	市町村別軽減額 I	補助所要額 J=I/D×H
	円	円
計		

(注)

- 1 本様式は、施設ごとに作成し、該当するサービスに○印を付ける。
- 2 A欄は、第4号様式「利用者負担収入見込額調書（変更利用者負担収入見込額調書、利用者負担収入額調書）」の該当するサービスの計欄の金額を、施設ごとに記入する。
- 3 B欄は、A欄に1%を乗じた額とする（円未満切捨て）。
- 4 C欄は、A欄に10%を乗じた額とする（円未満切捨て）。
- 5 D欄は、軽減した利用者負担額（1割負担額、食費及び居住費）の総額を記入する。ただし、実質的負担軽減者の旧措置入所者についてはユニット型個室の居住費に係る利用者負担額とし、生活保護受給者にあつては個室の居住費に係る利用者負担額とする。また特定入所者介護サービス費の適用を行った後の額とする。なお、全ての場合において本事業に基づく軽減を行った後に、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費を支給する。
- 7 F欄は、D欄からB欄及びE欄を減じた額とする。
- 8 H欄は、F欄に助成率G（2分の1）を乗じて得た額に、E欄を加えた額とする（円未満切捨て）。
- 9 I欄は、D欄の軽減総額を市町村別に記入する。
- 10 J欄は、補助基本額に市町村ごとの按分率（軽減総額に占める当該市町村軽減額の比率）を乗じて得た額とし、焼津市分の当該額を請求することとする（円未満切捨て）。
- 11 変更所要見込額調書の場合は、変更前の所要見込額を上段に括弧書きし、変更後の所要見込額を下段に記載する。